

## 通訳案内士の登録申請について

窓口において、本人が申請すること  
※各様式は変更する場合があります。

### ● 申請先・・・沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課（県庁8階）

<提出書類一覧>

電話：098-866-2763

項目	新規登録	登録事項の変更	再交付	切替え	備考
① 申請書	○	○	○	○	
② 健康診断書	○				医師法による医師免許の交付を受けた者による健康診断書。様式あり。
③ 合格証書又は研修修了証書の写し	○			○	合格後、氏名又は本籍地が変更になった場合は、戸籍抄本を添付
④ 履歴書	○				市販のもの可。写真は不要。
⑤ 写真（2枚）	○	○	○	○	縦3cm×横2.5cm(6ヵ月以内に撮影、無帽・正面・上半身・無背景)
⑥ 宣誓書	○				様式あり。
⑦ 住民票抄本	○				3ヶ月以内に発行されたもの
⑧ チェックリスト	○	○	○	○	
⑨ 交付済みの登録証		○	(○)	○	沖縄特例通訳案内士の登録証と引き換えに新たな登録証を発行します。 紛失の場合発見時に返却すること。
⑩ 登録事項の変更が行われたことを証する書面		○			転居の場合 → 住民票抄本 氏名変更の場合 → 戸籍抄本
⑪ 沖縄県収入証紙	5,100円分	4,000円分	4,000円分	—	銀行等で販売しています。県庁地下1階の売店でも購入可能。

### 審査事項

#### 1. 欠格事由にあたらないこと

- ① 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- ② 通訳案内士法第二十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しから二年を経過しないもの

#### 2. 登録の拒否事由にあたらないこと

- ① 通訳案内士の資格を有していない者・・・合格証書又は研修修了証書にて確認
- ② 精神の機能の障害により、通訳案内の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者・・・健康診断書にて確認